

研究奨励賞選考委員会内規

制定 平成11年10月27日

1. 公 募

選考委員会は、日本農村医学会雑誌およびJournal of Rural Medicineにおいて、日本農村医学会の名のもとに、対象、応募方法、締切を明記して、日本農村医学会研究奨励賞を公募する。公募対象は原則として、締切前2年間の日本農村医学会雑誌およびJournal of Rural Medicineに掲載された日本農村医学会会員のFirst author による原著論文とする。

2. 資格要件（部門区分）

筆頭著者は日本農村医学会雑誌およびJournal of Rural Medicineともに応募時も会員であり、医師・研究者部門は、MDもしくはPh. Dのどちらかの資格を有する者、コ・メディカル部門はMD・Ph. Dのどちらの資格も有していない者とする。

3. 選考対象

選考対象は、所定の期日までに応募された論文、および、編集委員の推薦した論文とする。なお、将来の発展が期待される会員の研究論文に対し授与することから、受賞回数は日本農村医学会雑誌またはJournal of Rural Medicineとも各1回に限る。

4. 編集委員の推薦

全編集委員は、当該期間に日本農村医学会雑誌およびJournal of Rural Medicineに掲載された論文の中から、医師・研究者部門、およびコ・メディカル部門の両部門において、それぞれ1～2編の優秀論文を推薦する。

5. 評 価

選考委員は、選考対象の論文のすべてについて、一位から順位付けを行い、選考委員会に提出する。提出の期限はその都度選考委員長が定める。期限内に提出のない場合には棄権とみなし、期限を過ぎた提出は無効とする。

6. 選考委員会

選考委員会は、6月または7月に開催する。有効投票を集計し、出席した委員で検討を行う。欠席者は選考に参加できない。選考委員長が出席できない場合には代行者を指名する。

7. 受賞者候補

選考委員の順位値を集計し、医師・研究者部門、およびコ・メディカル部門の両部門において、原則として最小値を得た者を、受賞者候補として理事会に推挙する。2名以上の同順位者が出た場合には、慎重かつ厳正な審査を行い、将来の発展を期待できる候補者を受賞者候補とする。

8. 結果報告

選考委員長は、選考過程および結果について、日本農村医学会雑誌において報告を行う。

附 則

1. この内規は平成11年6月25日より施行する。
2. 変更内規は平成20年6月27日より施行する。
3. 変更内規は平成21年7月17日より施行する。
4. 変更内規は令和4年1月29日より施行する。
5. この内規の改廃は理事会の議を経て行う。